

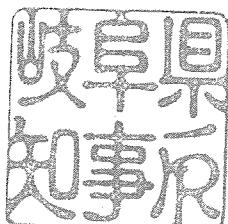
## 県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により下記地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和7年12月5日から令和8年1月9日までの間、当該換地計画書の写しを恵那市役所において縦覧に供します。

なお、当該換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該換地計画に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者、その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者で、当該換地計画の決定につき不服のあるときは、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、令和8年1月24日までの間、岐阜県知事に対して審査請求ができます。

令和7年12月5日

岐阜県知事 江崎 祐英



記

県営経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連）  
中野方地区

換地計画書は、恵那市役所農政課で縦覧できます。